

『日本書紀纂疏』の成立・統貌

金 沢 英 之

はじめに

古代律令国家の解体を経て出現した中世は、律令国家の世界観を担った『古事記』『日本書紀』の神話に、仏教とくに密教的な世界観とが習合して生まれた新たな神話群¹に中世日本紀がとって代わった（日本紀の時代）であった。そうした状況にあつて、室町期の一条兼良『日本書紀纂疏』は、それ以前の中世日本紀的な言説を呼び込む『日本書紀』解釈のありかたを、『日本書紀』そのものを独立したテキストと捉えその内的な論理を追求するものと刷新した²。この後一八世紀末の本居宣長『古事記伝』によって、正史としての『日本書紀』重視から古代の（ことば）を伝える書としての『古事記』の重視へと、思想上の転換がもたらされるまでの、いわば（『日本書紀』の時代）がこ

こから始まると言つてよい。

そのような神話思想上の画期となる『日本書紀纂疏』の成立に関し、先学による考証³はすでに、康正年間および文明五年の二段階にわたる過程を明らかにしてきた。しかし、その成立の背景や経緯の詳細については、未だ必ずしも明瞭でない部分が残る。本稿では、『纂疏』現存諸本間の関係をあらためて整理するとともに、外部の資料からも若干の事実を補いつつ検証し、従来文明五年とされてきた最終的な成立が、より降る可能性を指摘する。さらに、同時代の卜部家、とくに吉田兼俱との関わりにも考察を及ぼすことで、当時の『日本書紀』をめぐる状況のなかに『纂疏』の成立を位置づけることを試みる。

『日本書紀纂疏』が康正年間「二四五―一四五七」に宮中で行われた『日本書紀』講の際に作成されたものであることは、近藤論Aが、寛永四年「一六二七」中院通村書写『神祇雜々』に「神書纂疏ハ、庚正年中内裏ニ講尺ノ御時、後成恩寺殿被撰ツ」とあるのによつて指摘し、中村論が卜部兼隆『神書用捨抄』表紙に同文、『卜部家系譜』に「去康正度、後成恩寺殿於議定所、令講日本紀。兼名卿侯聽衆。以当流之先蹤、准后御執奏、依勅許加公卿列座事」とあるのを示しこれを補強した。同様の指摘は、西田長男「吉田兼俱自筆本中臣稜抄解題」^④にもある。また、小林千草「清原宣賢系日本書紀抄諸本の基礎的考察」^⑤は、兼俱による『日本書紀』講義の聞書中に、「纂疏ハ後成恩寺殿ノ康正年中内裏ニテ御講尺ノ御トキ撰ラレタソ」(明応九年「一五〇〇」以降講、円満寺聞書、天理図書館蔵)、「総シテ書籍ハ双紙ハ唐ヨリ近クコソ来レ、家本ナト又御前ノ講尺ニハマキ本也。双紙本ハ便道ノ方カラシ出タソ。去ル康正年中ニ一条禅閣ノ禁中ニテ御講尺ノ時ニ、兼名ニ御談合アタ。双紙本モ可然之由ヲ申タソ」(文明十二年「一四八〇」講、壬生雅久聞書、天理図書館蔵。いま小林論の引用よりも前の部分から引く)等とあることを示した。いずれも卜部家に関わる

資料に限られ、出所を同じくすると思われるが、近藤論Bによつて紹介された天理図書館蔵慶長十二年「一六〇七」中臣祐範書写系『日本書紀纂疏』本奥書に(便宜のため丸囲み数字を付して示す)、

① 御本云 長祿二載九月廿日、終書写之功、令校合了。以正本写之。可謂迷世弥壁者歟。不可出窓外、可秘者也

／藤原隠士隆量

と、長祿二年「一四五八」、兼良自筆本からの書写を記すことから、事実と考えてよい。

この祐範書写系『纂疏』の本奥書は、全六卷(卷一―卷四)神代上、卷五・六(神代下)を二卷ずつ上中下三冊に分けるうち中冊卷四末尾に付され、以下のようにつづく。

此御抄事恨一二欠之

② 御本云 応仁三元月日而虎相闘之初、諸記六合預遣宇治蓮

花院坊 予第也。宇治猶以不平之間、預置他所之处、盜

賊彼坊聖教・予記録等奪取云々。然而相殘文書之中、此御抄二冊有之。自文明五載正月下旬、依予発起、日本紀講尺大閣令始之給者也。此御抄大切之处、同三月十七日、隆玄僧都持来之間、自愛無物于取喻。可秘之。不可借他人者也。／正三位藤判

また、本奥書①よりも前には次のようにある。

③ 御本云 此御抄大閣御本紛失。以予本今度令写給之次、

或加増或減少。所々以彼御本予又令校達定。而可有越度。重可校多。／文明五載初夏廿有八 隆量

これらの記述に基づき、近藤論Bは、文明五年「一四七三」正月、藤原隆量を発起人として兼良による『日本書紀』講の行われたこと、および同年四月に、兼良が自身の『纂疏』を紛失してしまつたため、隆量所持本をもつて書写した際、「或加増或減少」した改訂本が作成されたと考えられることを指摘した。以後、この二段階（康正年間および文明五年）にわたる編纂過程は、『纂疏』成立論の定説となつている。

そのことは、実際に多数の大幅な本文異同を有する二系統の写本の存在によつて裏付けられてきた（中村論、真壁論、神野志論）。いま神野志論の整理に従えば、一方に享保六年「一七二二」版本・蓬左文庫本の系統（これに鳥原図書館肥前松平文庫蔵本を加えることができる。仮にI系とする）があり、他方に文龜三年「一五〇三」藤原俊通書写系本（後述）・天理図書館蔵永正七年「一五一〇」清原宣賢書写本・東京国立博物館蔵永正九年卜部兼永書写本等の系統（II系とする）がある。前述の祐範書写系本については後述。左に、両者の相違箇所の一例を示す（神代上第五段一書第二の注釈）。

蓬左文庫本（I系）

第二説又分爲三。初言生蛭児進雄。二言生五行神。三言生蚕桑五穀。一書至放棄、初言生蛭児進雄也。違陰陽之理者、明生蛭児之由也。極遠之根国、指八大地獄也。瞻部州下過二万由旬、故曰極遠也。鳥磐櫛檀船者、舟之速行如鳥之飛故名也。（以下略）

宣賢書写本（II系）

第二説又分爲三。初言生蛭児進雄。二言生五行神。三言生蚕桑五穀。初中又三。一明蛭児脚不起之因由。二言進雄性惡赴根国。三言舟載蛭児放棄。違陰陽之理者、明脚不立之因由也。極遠之根国、指八大地獄。俱舍曰、瞻部州下過二万由旬、有阿鼻地獄。故曰極遠也。鳥磐櫛檀船者、舟之速行如鳥之飛故名之也。又生者不必爲生産之義、且以出現名曰生也。依仏教則菩薩神通於一切諸物自在轉變、且有実用者也。（以下略）

傍線部が各々の独自文になる。両者は別系統の写本と見るべきこと明らかであり、近藤論Bの示した二段階の成立に対応するものと考えて良い。そのとき、I系とII系の先後關係をどうみるかについて、中村論は、I系本では神代上第五段一書第六の注釈中「山祇、白沢因曰山之精、名震、状如鼓、一足而行。山海経曰玄精、如人而有毛、此山精也。山祇亦是類矣」、また神代下第九段本書の注釈中「蠅声邪神、（中略）説者謂、青蠅汗穢能變白黒。王好聽讒言、故

以青蠅飛声比之。今邪氣害物、如蠅脚汗素帛。故名曰蠅声」とある傍線部がそれぞれⅡ系本にはないが、これらのあった方が見出し語「山祇」「蠅声邪神」の説明としてより十全なものになるとし、Ⅱ↓Ⅰの改訂過程を想定した。

これに対し神野志論は、前掲の祐範書写系本本奥書①および③によれば、同写本が康正年間の兼良初稿本からの書写本をもとに、文明五年の改訂本との「校達」を経て定められたもの、すなわち文明五年改訂本にあわせて改変された本であり、その本文が基本的に宣賢書写本等のⅡ系本に合致することから、Ⅰ↓Ⅱの過程を推定した。

いまこの対立する両説を検討するに、まず中村説に関して、同論は一方で先掲「極遠之根国」の注に言及し、Ⅰ系の「極遠之根国指八大地獄。瞻部州下過二万由旬。故曰極遠也」では文のつながりに飛躍があり、Ⅱ系のように「有阿鼻地獄」の句を挿入して初めて文脈は明瞭となることを指摘する。蓬左文庫本同様松平文庫本にもこの句はなく、かわりに両写本では傍注として「有阿鼻地獄イ」という異本注記がある。享保版本にはこれがⅡ系本同様本文としてあり、中村論は蓬左文庫本の脱文と判断するのだが、神野志論の指摘するように、享保版本は蓬左文庫本に多数見られる傍注・欄外注の類を、細行注として取り入れる傾向があり、ここもその延長上に、異本注記が本文化したものと

捉えるべきだろう。結局のところ、本文異同による文脈の変化から先後を決するには決め手を欠くのである。

一方の神野志説に関して、結論から言えば本稿もまたこちらの立場に立つものであるが、祐範書写系本には次の校合奥書の存することが注意される。

校本云 文龜三癸亥年二月下澣以真筆御本写之。此卷命侍中雲騎尉中書資直令書之、予加朱点校合書入落字等者也。後日重加倭訓畢。從三位藤原俊通

これによれば、祐範書写系本は、藤原隆量書写本を底本としつつ、藤原俊通が「真筆御本」を書写した本による校合を経たものだった。これと同じ俊通の奥書を有する写本として香川大学神原文庫本が知られ（中村論、神野志論）、明確にⅡ系本の特徴を有している^Ⅱ。したがって、祐範書写系本のⅡ系本的性格も、校合本たる俊通書写本に由来した可能性がないとはいえない。本奥書の記載に依拠した判断にはなお慎重を要す。

そこで次節では、この問題を別の角度から検証しつつ、祐範書写系本の本奥書が記す改訂本成立事情の、より詳細な検討を試みる。

二

近藤論Bは、祐範書写系本の本奥書②に「此御抄大切之

処、同三月十七日隆玄僧都持来之間、自愛無物于取喩」とあるのに注目し、隆玄僧都が隆量のもとに持参した「御抄大切之処」とは、文明五年正月の『日本書紀』講義の要点を記したノートであろうとした。さらに近藤論Cにおいて、天理図書館蔵下部兼右書写『日本書紀纂疏補遺』を、このノートに比定しており、中村論もこの見解を支持する。同

書の内容は、小字で掲げた見出しの語句ごとに、仏典・漢籍を中心とする諸書からの引用を集成したものが、中村論は、その末尾近くに見える「王充論衡曰凶画之工凶雷之状（中略）虚妄之象也」「搜神記曰扶風揚道和於田中霹靂擊之（中略）如六畜似獼猴」の二つの引文と同文が、宣賢書写本（Ⅱ系）神代上第五段一書第七の注釈中に存在することを指摘している。

ところが、この二つの引用文を含め宣賢書写本の十数行分にあたる範囲の文章は、Ⅰ系の蓬左文庫本・松平文庫本には存在しない。享保版本には、『搜神記』の引用と、Ⅰ系・Ⅱ系どちらにも存在しない『起世経』からの引用があるが、これは蓬左文庫本・松平文庫本が欄外注としてこの二つの引文を記すことと対応しており、前節に見た「有阿鼻地獄」のケース同様、本来は本文ではなかったものと判断される。

すると、仮にⅡ↓Ⅰという改訂過程を考えた場合、Ⅱか

ら削られた文章をわざわざ「御抄大切之処」として記すとは考えにくい。そもそも削除された箇所は講義で触れることもなかっただろう。従って、改訂はやはりⅠ↓Ⅱの手順でなされたはずである。Ⅰに無かった部分を増補した箇所だからこそ、「御抄大切之処」として特筆する必要があるのだろう。

さて、これでⅠ系本を康正年間成立の一次本、Ⅱ系本を文明五年の改訂を経た二次本とみることにについては確定できたが、この「御抄大切之処」の成立をめぐるなお検討すべき指摘が中村論にある。祐範書写系本の本奥書①と②の間に挟まれた「此御抄事恨一二欠之」なる一行について、中村論はこれと本奥書②に「然而相殘文書之中、此御抄二冊有之」とあることから、祐範書写系本三冊のうちの一冊が、応仁初年頃の盗難により失われたと推測した。これは重要な指摘である。ただし、同論はこの「一二」を「三」の誤写と見て、失われたのは第三冊（すなわち『纂疏』巻五・六）であったと考えた。これは件の本奥書が第二冊の末尾にあり、第三冊には祐範の書写奥書を記すのみであることによる推測だが、ここは文字通り巻一・二すなわち第一冊がなかったことを言うともてよいのではないか。

そう考える理由は、一次本と二次本を通して比較した場合、改訂の跡を示す大きな本文異同は巻三〜巻六、すなわ

ち祐範書写系本の第二・三冊分にはのみ分布しており、卷一・二すなわち第一冊の範囲には、一字乃至数字程度の小規模な異同がみとめられるに過ぎないからである。中村論は、文明五年の『日本書紀』講の時点で、なんらかの手段により失われた第三冊が補充されていたと推測したが、むしろ失われたのは第一冊であり、講の時点までに補充されていないからこそ、大きな改訂を被ることもなかったと考えるべきではないか。また、第一冊が失われていたことが、隆量をして兼良の『日本書紀』講を發起せしめた直接の動機だったのではないか。現存の『日本書紀纂疏補遺』は、総論部から第五段一書までに相当する内容の引文を集めており、『纂疏』第一冊分の範囲に概ね相当する。右のように考えてこそ、これが「御抄大切之処」として珍重された理由も納得できよう。

そもそも、祐範書写系本第二冊末尾に、文明五年の講に關わる本奥書が二種存在するのは何故なのか。従来この点にはあまり疑問とされてこなかったが、本奥書②の「自愛無物于取喩。可秘之。不可借他人者也」という末尾の文言は、隆玄僧都によってもたらされた「御抄大切之処」に向けられたものであって、『纂疏』の奥書としては相応しくない。これは、もと第二・第三冊と「御抄大切之処」とを併せて一部としていたのが、後に第一冊を補充し「御抄大切之

処」を切り離したのに際し、講の経緯を記す奥書のみ第二冊末尾に移されたのではないだろうか。そのような過程を経て切り離された「御抄大切之処」の姿を示すのが、すなわち『日本書紀纂疏補遺』なのだと思える。

以上の推定に關連して、天理図書館蔵梵舜書写『日本書紀纂疏』三冊にも触れておきたい。すでに近藤論Aの紹介するところだが、同写本は次のような奥書を持つ。

中卷Ⅱ第二冊

此中卷、以他本書写之処、相違繁多也。然間、累家以秘本小書脇付并校合畢。／文祿五_丙年十月廿六日 梵舜「花押」／又云、慶長二正廿七重而少々書直。雖然可有相違乎。乍去校合及数度者也。

下卷Ⅱ第三冊

纂疏三冊上卷者、以家本書之。中下之両冊者、自文祿四十二月比、以他本書写之処、以外之相違繁多也。然間、累代以秘本小書脇付并校合畢。／慶長二_丙年霜月三日 梵舜「花押」／上卷_{文祿五}九_{十六}筆立 中卷_{文祿四}十二_月筆立 下卷_{文祿五}七_{筆立} 同_年十_月十四_日書終 同_年十_月十九_日書畢

これによれば、梵舜は文祿四年「一五九五」十二月から翌五年正月にかけて、ある本を以てまず中・下巻を書写した。その後同年九月に「家本」の書写により上巻を補っている。この「家本」については、梵舜書写本下巻末に、

写本云 永正九年七月十二日、以一条殿後成恩寺殿御本、於
燈下令書写加校合訖。／治部卿卜部兼永

とあり、兼永書写本（二次本）の系統であつたことがわかる。¹³「累家秘本」「累代秘本」というのもこれを指すと見てよい。これに対し、中・下巻の底本となつたある本は、「以外之相違」の多い異本であつたという。

實際、梵舜書写本には、中巻の十二箇所、下巻の十箇所、「家本」との異同の注記が存在する。うち注（13）に挙げた例のほか、兼永書写本の脱漏に由来する「家本」の側の問題と見られる箇所が一例（第七段一書第三）ある以外は、いずれも梵舜書写本が二次本と異なり一次本と合致する。左に一例を挙げる（中巻・第七段本書、素戔鳴尊追放のくだりの注釈）。

梵舜本および蓬左文庫本・松平文庫本・享保版本（一次本）賞善罰惡則勸懲之道

宣賢書写本・兼永書写本・神原文庫本（二次本）無し
梵舜書写本は全体としては二次本に近い写本だが、中・下巻には、このような細部において一次本と合致する箇所が右のごとく存在する（梵舜が注記した箇所以外にも、一字程度の異同は多数見られる）。つまり、一次本をもとに二次本へ改変した痕跡をとどめ、しかも第二・三冊のみで伝わつた写本が、確実に存在したことになる。¹⁴

三

以上の検証から推定される文明五年講の経緯を、さらに具体的な史料を用いて再構成してみよう。近藤論Cは次のように記す（文中の「曼殊院本」は祐範書写系本を指す）。

曼殊院本奥書には、文明五年正月、藤原隆量の発起によつて、兼良をして日本紀講釈を開講して貰つたといふ。その講釈は果して何時まで続けられたのか、そして神代卷全部を講じ終つたのかといつたことは明白ではないが、恐らくその二月末か三月上旬に終講したのであらう。それだからして三月十七日には「御抄大切之処」を抄出したものを、隆玄僧都が兼良の日本紀講釈の発起藤原隆量のところへ持参した。

しかし、この時の講に関わる記事が『尋尊大僧正記』¹⁵に見えることは、すでに中村光「室町時代」に於ける公卿の学問・思想について¹⁶の指摘があつた。応仁の乱勃発の翌年、応仁二年八月十九日に、兼良は京の戦火を避け、子息尋尊が門跡を務める奈良興福寺大乘院へ下向（『大乘院日記目録』（『大乘院寺社雑事記』）、以後文明九年十二月に帰京するまでの足かけ十年を南都の地で過ごした。文明五年講はこの間の出来事である）。

そこで『尋尊大僧正記』文明五年条を閲するに、左のご

とき一連の記事を見出せる。

・正月廿六日／日本紀御談義被始之。予丁聞。四条前中納言所望故云々。

・二月朔日／日本紀御談義在之。成就院ニ参申。

・六日／御談義也。成就院ニ参申。

・廿日／成就院ニ参申。御談義在之。

・廿一日／成就院ニ参申。今日神代上御談義畢。

・三月十日／成就院ニ参申。日本紀御談義。

・十五日／成就院ニ参申。日本紀御談義。

・廿二日／御談義在之。成就院ニ参申。

・廿八日／成就院ニ参申。神代卷御談義今日事了。

これにより、祐範書写系本本奥書②の記すとおり、「文明五載正月下旬」二十六日に藤原隆量（四条前中納言）の発起により始まった『日本書紀』講は、二月二十一日に神代上卷分を終え、三月末の二十八日に至り神代下卷の終わりまでを講了したことがわかる。舞台となった成就院は、坊官（門跡である院主の後見役）が居住する大乘院の付属施設で、『尋尊大僧正記』文明三年正月朔日条に、戦乱により京を逃れ地方に滞在中の貴顕の在所を記す中に、「家門大闍成就院私宅」とあるように、兼良はこの成就院を居所としていたのだった。なお、同記応仁二年閏十月二十四日条に、一条家伝世の文書六十二合を、大乘院門跡に預け

入れた際の目録が載るが、その中に「日本紀一合」とあり、兼良は南都においても家本の『日本書紀』を手にし得る環境にあったことがわかる。

隆量については、同記文明五年正月朔日条に、「在奈良之公卿等（中略）四条前中納言」と見えており、また『親長卿記』⁽¹⁸⁾文明五年十二月十四日条に、「中納言雅行、同資世等卿叙従二位、越隆量卿、但隆量卿近日出走片辺之故也」と、「近日出走片辺」して不在のため従二位への叙位を見送られたとあり、前年あたりからやはり奈良に下向し滞在をづけていたことがわかる。兼良への『日本書紀』講釈の依頼も、避難先での再会が契機となったのだろう。

祐範書写系本本奥書②が、隆玄僧都により「御抄大切之処」がもたらされた日として記す三月十七日には、講はまだ継続中で神代下卷の半ばあたりまで達したところだっただけである。隆玄は、すでに講が終了した神代上卷分、とくに『纂疏』が失われていた第一冊分（総論から第五段本書まで）を中心に、第二冊冒頭分（第五段一書まで）をも含めた要綱を隆量に伝えたのだろう。要綱と言っても、内容からすれば聞書ではなく、諸書の引文を集めた兼良の手控的なものを借覧・書写したと思われる、作成にはそれなりの時間を要したはずである。二月二十一日の上巻終講から見てもやや間を置いているのは、そうした事情によるだ

ろう。

四

このような経緯を経て成立した二次本は、当初、中・下冊の二冊に、第一冊分に代わる「御抄大切之処」を併せた形態であったとみられること、先に論じたとおりである。

一方、兼良自筆二次本を親本とする宣賢書写本・兼永書写本、そして藤原俊通書写本の系統を引く神原文庫本は、いずれも第一冊を完備しており、兼良の没した文明十三年までには、第一冊を補充した自筆二次本が存在したことになる。兼良は文明五年講の時点では失われていたはずの第一冊を、その後手に入れることができたのだろうか。

ここに關わるのが、これまで触れなかったもう一系統の写本群の存在である。それは、吉田兼俱書系と称すべきもので、西田論に吉田文庫旧蔵本（現存不明）として言及された後、岡田論により西田氏の調査ノートに基づき紹介された一本の系統である。

西田ノートに記し留められた本は、表題に卜部兼雄の筆で「兼俱御筆日本書紀纂疏天地人三冊」とあるものの、「全部ヲ兼俱ノ一筆トスベキカハ、尚ホ疑問」（西田氏コメント）とされる。ただし第二冊末にある以下の奥書は兼俱自筆と鑑定される。

太閤御抄纂疏、章句分別難義。一夕励愚慮、断本書之言句、分纂疏之注解。此御抄、儒仏才学、最可練習矣。但写而不述、信而好古而已。／長祿三年仲春初九／神道長卜部朝臣「花押」

文明八年以降の資料にのみ確認される「神道長」の自稱を用いることから、この奥書は後に加えたものとみられることが岡田論に指摘されるが、兼俱が長祿三年「一四五九」、何らかの写本にもとづき、「断本書之言句、分纂疏之注解」という書写・改変を行ったこと自体は、ひとまず信じてよいと思われる。第一節にみたように、兼俱の父兼名は康正年間の兼良による『日本書紀』講に出席し、進講の際に用いる書籍の形態をめぐって兼良と問答も交わしていた。その講義の際に作成されたと考えられる『纂疏』一次本を、吉田家側がいち早く入手することはありえただろう。ただし、吉田文庫旧蔵本は、このとき兼俱によって書写・改変された本そのものではなく、後にさらに改訂された写本だったと考えられる。西田ノートには吉田文庫旧蔵本の内容が、冒頭の一部のみ記されている。岡田論はこれと「全く一致している」本文を持ち、「同系統本に近い」写本として、神宮文庫蔵御巫清白氏旧蔵本『日本書紀纂疏』を紹介している。さらに神野志論は、御巫本と同系の写本として、宮内庁書陵部蔵『日本書紀神代卷訣釈』およ

び國學院大學藏『日本書紀纂疏』の存在を示し、宣賢書写本との異同の検証から、これらを神代上部分（兼良『纂疏』卷一〜四相当）が二次本、神代下部分（同卷五・六相当）が一次本に基づく、「取り合わせ本」であるとした。¹⁹⁾

実際に書陵部本、御巫本、國學院本にあたってこのことは確認される。前述の通り、『纂疏』六巻のうち、巻一・二相当部分は一次本・二次本で内容がほぼ共通するため、問題は巻三・四相当部分に集中するのだが、一例として第一節に掲げた「極遠之根国」に関する注を示せば次の通り（括弧内に國學院本との異同を示した他は、三種の写本で同じ）。

第二説又分為三。初言生蛭兒（「蛭子」）進雄。二言生五行神。三言生蚕桑五穀。初中又三。一、明蛭兒脚不起之因由者、違陰陽之理故也。二、明進雄性惡者、極遠之根国、指八大地獄。俱舍曰、贍部州下過（「過」無し）二万由旬、有阿鼻地獄。故曰極遠也。三、明舟載蛭兒放棄者、鳥磐櫂檣船者、舟之速行如鳥之飛故名之也。又生者不必為生産之義、且以出現名曰生也。依仏教則菩薩神通於一切諸物自在轉變、且有実用者也。

破線部を元来の位置（「一明蛭兒脚不起之因由」のつづき）から移し、それにもなう文脈の整合・省略を破線部で行っているが（兼俱書写系本にはこのような改変がまま

見られる）、傍点部に二次本の特徴を示しており、基づくところは二次本であること明白である。

兼俱の手許にあったこれらの祖本も同様だったと推定できる。岡田論は、文明十三年五月の兼俱『日本書紀』講の景徐周麟による聞書（『神書聞塵』²⁰⁾）に、「纂書ハ、一条殿御作ソ。卅年アマリサキニ、本書二部ヲワリテ、入タソ。我等カスルソ。其本小補写之」とあり、相国寺の横川景三（小補はその別号）が兼俱の本を書写していたことを指摘した。また、複数の兼俱講の聞書を編纂した『日本書紀桃源抄』²²⁾冒頭に、「拾遺」として西田ノート所載吉田文庫旧蔵本冒頭部と同文を含む引用があり、「小補曰」の注記を伴うことから、これを横川書写本からの引用に比定している。さらに小林千草「『日本書紀桃源抄』（二）」²³⁾「『日本書紀桃源抄』（二）」は、『桃源抄』本体の主要部分が、文明九年四月の兼俱講の横川による聞書に基づく可能性の高いことを明らかにし、『桃源抄』の隨所に引かれる「纂書」もまた、右の横川書写本『纂疏』からの引用であったと推定した。いまその引用例を閲するに、

纂書曰、吾兒指吾勝尊。当主於此国。一云、指大己貴神也。（中略）古未有喪礼、以死人投棄於水中。故曰奥津棄戸。奥津水之深処也。其后作棺槨、藏之。故曰将臥之具云々。

とある例（神代上第八段一書第五の注）を見出せるが、傍線部は二次本にのみあり一次本にはない文言である。これにより、横川書写本およびその親本たる兼俱本もまた、第二冊分（巻三・四）に二次本の本文を有するものであり、長祿三年に書写された一次本そのままではなかったことが確認される。

小林論は、横川がこの兼俱の『纂疏』の書写を許された時期を、文明九年四月講の前後と推定している。とすれば、兼俱は文明五年の兼良講から間もない頃に、『纂疏』二次本を手に入れていたことになる。兼良が帰洛するのは文明九年十二月のことであり、隆量もまた、『親長卿記』文明十二年十二月二十八日条に、「四條前中納言隆量、于今不帰參之間、被仰付西川前宰相、可被取立一流敷」云々とその帰洛せざる旨を述べているから、文明九年四月以前の時点で、京の兼俱が容易に二次本を入手可能な状況ではなかったはずだ。ただし、『尊卑分脉』²⁶⁾には、隆量の子、隆熙の項に、「母イニトア兼名女」とあり、天理図書館蔵『卜部家系図』にも、「兼名——女子四条隆量御室、隆熙ノ母」とあることから、隆量と兼俱とは義兄弟の關係にあったことが判明する。兼名女の婚嫁の時期は不明だが、文明五年、兼俱三十八歳、隆量四十四歳の時点よりは以前であったと思われる。あくまで推測の域を出るものではないが、

こうした關係を通じ、京の兼俱と南都の隆量・兼良との間で、書籍がやりとりされることがあったのではないか。そうであれば、逆に兼俱の長祿三年書写の元となった一次本を、失われた第一冊分補充のため、兼良が再入手することもまた不可能ではなかっただろう。実際、吉田兼右本『日本書紀』²⁶⁾巻三十奥書中に、「文明六年閏五月中旬、於南京客舎、借ト氏家本、令校合了。／老比丘御判「花押（覺惠）²⁶⁾凡如此」の一條が見える。兼右本は一条家伝来本による対校を経ており、これはその本にあったもの、即ち兼良による奥書である。同趣の校合奥書は兼右本巻十一以降のすべてに存在するが、巻十七には「文明六年季春廿一日、於南都客舎、以下部三品兼俱御本、校合了 老比丘御判」とある。文明六年春から夏に、兼良は何らかの手段で、卜部家本『日本書紀』を兼俱より借覽していたのである。

五

如上の考察の帰結するところ、いま宣賢書写本や兼永書写本等として伝わる兼良『纂疏』二次本の姿は、文明五年講時のものではなかったことになる。その時点での二次本は、第一冊を欠き、第二冊以降の部分もより未整理な点を残すものだったのではないか。梵舜書写本奥書にいう「以外之相違」のような箇所を有する写本を想定し得よう。現

在見たかたちの二次本は、これに第一冊を補充し、さらに清書を経たものと考えられる。

補充された第一冊が兼俱の所持していた一次本であったという推定が正しければ、再入手の時期は右の文明六年春から夏にかけての卜部家本借覽と同時にあつた可能性が最も高い。『尋尊大僧正記』文明六年八月三日条に、「禪閣渡御陽明御所、日本記御談義」とあり、さらに、同十一日条「禪閣渡御。自一乘院御談義還御次也」、廿日条「禪閣一乘院へ御成。御談義在之」、しばらくおいて十一月十日条「今日、於一乘院日本記御談義在之」、同十二日条「陽明大納言殿成就院へ渡御。為日本記御談義也。予參申」とつづ²⁰く。ここから、兼良が前述の卜部家本借覽後間もなく、再び『日本書紀』講を行ったことが知られるが、これは第一冊の再入手を踏まえてのことだったのでないか。二次本全体の清書も、あるいはこの講に向けてなされたものであつたかも知れない。

以上、いささか瑣事に涉り、多くの憶測を交えることとなつたが、『日本書紀纂疏』の成立と諸本の関係をめぐり、これまで必ずしも明瞭でないまま残されてきたいくつかの点を補い得たものと考えられる。とりわけ吉田兼俱を始めとする卜部家の『日本書紀』研究と兼良『日本書紀纂疏』との関わりの具体相を解明することは、『纂疏』によつて拓か

れた『日本書紀』理解の地平がその後どのように引き継がれ、近世期の『日本書紀』学を準備していったのかを考える上で、避けて通れない課題となる。本稿はそのための基礎作業でもある。

注

- (1) 徳盛誠「清原宣賢『日本書紀抄』試論」(『史料として
の『日本書紀』勉誠出版、二〇一〇)。
- (2) 近藤喜博「日本書紀纂疏・その諸本」(『芸林』7-13、
一九五六。以下近藤論A)、「日本書紀纂疏の成立」(『ビ
ブリア』9、一九五七。以下近藤論B)、「日本書紀纂疏
補遺について」(『ビブリア』10、一九五八。以下近藤論
C)、中村啓信「解題」(天理図書館善本叢書『日本書紀
纂疏 日本書紀抄』八木書店、一九七七、以下中村論)、
岡田莊司「日本書紀神代巻抄解題」(『兼俱本 日本書紀神
代巻抄』続群書類従完成会、一九八四。一部は「吉田兼
俱の日本書紀研究」として初出『國學院雑誌』82-11、
一九八一。以下岡田論)、眞壁俊信「解題」(神道大系
『日本書紀註釈(中)』神道大系編纂会、一九八五、以下
眞壁論)、神野志隆光「『日本書紀纂疏』の基礎的考察」
『変奏される日本書紀』東京大学出版会、二〇〇九、初
出一九九二、以下神野志論)等。
- (3) 以上、『神祇雑々』は無窮会神習文庫蔵本、『神祇用捨
抄』は天理文庫蔵本、『卜部家系譜』は天理文庫蔵『卜

部家系図』により確認した。なお、天理図書館蔵『神書用捨抄』（卜部兼雄書写）では、当該の一文は表紙ではなく巻末に移されている。以下、資料の引用の際には旧字を適宜新字に改め、句読点は私に付した。

(4) 『中臣抜・中臣抜抄』叢文社、一九七七。以下西田論。
(5) 『日本書紀抄の国語学的研究』清文堂出版、一九九二、初出一九七七。

(6) 神野志論による呼称。祐範書写より数次の転写を経た写本とみられる（近藤論B）ためこう呼ぶ。他に祐範書写本よりの直接の転写本とみとめられる（神野志論）東北大書院野文庫本があり、同様の奥書を持つ。

(7) 本奥書③は藤原隆量による書写校合の終了を記すものだから、もとの隆量所持本を兼良が「令写給」というのは、実際には「初夏廿有八」よりも遡ると思われる。

(8) 神道大系『日本書紀註釈（中）』所収。

(9) 天理図書館善本叢書『日本書紀纂疏 日本書紀抄』所収。

(10) この三種は、いずれも兼良自筆本（現存せず）からの直接の書写を奥書に記す。

(11) ただし、神原文庫本は、I系本の特徴である「第八経堂天下」段を立てる点で他のII系本と異なるが、この箇所は枠取りされており、後の補入と認められる（神野志論）。

(12) 一次本・二次本の呼称は、『日本古典文学大辞典』「日本書紀纂疏」の項（中村啓信）および神野志論による。

(13) 梵舜書写本中巻、神代上第五段一書第六、経津主神の

誕生のくだりの注釈中、兼永本との違いが存在しない箇所、「近之矣」（左肩傍書「家無」）と、「家本」との異同を記す。これが梵舜の誤認でなければ、「家本」は兼永書写本そのものではなく、その転写本（ここは転写の際の誤写か）であったと推測される。

(14) ただし、梵舜書写本中・下巻の元となった本（X）は、隆量による改変本ではない。たとえば第六段一書第一、ウケヒによる出生のくだりで、後者をもとにした祐範書写系本が、「得勝験者謂生男子故取以名之矣」と傍線部で一次本の文を残すのに対し、梵舜書写本では、傍線部で「為名耳」と二次本に合致するような箇所が存在するからである。他方、Xが、文明五年講時に兼良が自ら改訂を施した本（祐範書写系本本奥書③にいう「彼御本」）の系統を引く写本であった可能性は排除されない。

(15) 『大乘院寺社雜事記』続史料大成、臨川書店、一九七八。

(16) 西岡虎之助編『日本思想史の研究』章華社、一九三六。

(17) 川上貢「奈良禅定院と成就院の会所」（『新訂日本中世住宅の研究』中央公論美術出版、二〇〇二、初出一九五六）。

(18) 増補史料大成、臨川書店、一九六五。

(19) ただし、単純に二次本の巻一―巻四に一次本の巻五・六をあわせたといったものではなく、より複雑な成立過程を経ていると思われる。兼俱書写系本にはなお追求すべき問題が多く、それらについては別途「吉田兼俱による『日本書紀』研究の基礎的考察（二）」（『北海道大学文学研究科紀要』148、二〇一六）として論じた。参看を

請う。

(20) 神道大系『日本書紀註釈(下)』神道大系編纂会、一九八八。

(21) なお、文明十三「二四八一」年から三十年前は『纂疏』一次本の成立以前となるが、兼俱の記憶違いとする岡田論の見解に従う。

(22) 続抄物資料集成『日本書紀兼俱抄 日本書紀桃源抄』清文堂出版、一九八一。

(23) 小林注(5) 前掲書、初出一九八一、一九八八。

(24) 新訂増補国史大系、吉川弘文館、一九五九。

(25) 天理図書館善本叢書『日本書紀^{兼右本}』、八木書店、一九八三。

(26) 「覚恵」は兼良の法号。文明五年六月二十五日をもつて出家(『尋尊大僧正記』)。

(27) なお、一条家伝来本の残巻である岩崎本『日本書紀』(『岩崎本日本書紀』勉誠出版、二〇一三) 卷二十二、二十四にも、兼右本と同じ兼良による校合奥書を見出せる。

(28) この点、西田論および岡田論にも言及がある。

(29) 「陽明大納言」は近衛政家。奈良滞在中は一乘院近辺の内侍原に居住した(『尋尊大僧正記』文明三年正月朔日条)。なお、『後法興院記』(続史料大成、臨川書店、一九六七) 文正元年「一四六六」閏二月七日条・三月十八日条に、政家の昇進につき兼俱が口入れを行ったことが記されるように、政家と兼俱の間にも親交があった

(岡田論)。

*本稿中に引用・言及した資料のうち、注に翻刻・影印の刊行物を示したものはそれらによる。それ以外に、御巫本および兼永書写本「纂疏」、『神祇雑々』は各所蔵機関での直接閲覧により、『神書用捨抄』、『卜部家系図』は天理図書館でのデジタル画像閲覧によった他は、すべてマイクロフィルムもしくはデジタル資料からの複写によった。資料の閲覧・複写の便宜を賜った各機関の御厚意に心より感謝申し上げる。

(附記) 校了後、『纂疏』一次本成立の契機となった宮中での

『日本書紀』講については、『尋尊大僧正記』に拠り年次を康正三年「一四五七」と確定できる旨、宮川葉子「一条兼良の『日本書紀纂疏』成立前後」(『ぐんしょ』再刊44号、一九九九)に論のあることを、神野志隆光氏よりご教示いただいた。附記して御礼申し上げます。